

青森県民福祉プラザ条例（平成十年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表中

二百九十五円	二百十五円
五百九十円	四百三十円

を

四百四十円	二百九十円
八百八十円	五百八十円

に、

百三十円
二百六十円

を

百三十五円

二百七十円

に改める。

附 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県立保健大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第二十二号

青森県立保健大学条例の一部を改正する条例

青森県立保健大学条例（平成十年十二月青森県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

月額	三三、一五〇円
月額	一六、五八〇円

を

月額	三四、四〇〇円
月額	一七、二〇〇円

に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県社会福祉研修所条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第二十三号

青森県社会福祉研修所条例等の一部を改正する条例

(青森県社会福祉研修所条例の一部改正)

第一条 青森県社会福祉研修所条例(昭和五十年三月青森県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「社会福祉法人青森県社会福祉事業団」を「社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団」に改める。

(青森県養護老人ホーム条例の一部改正)

第二条 青森県養護老人ホーム条例(昭和三十九年四月青森県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「社会福祉法人青森県社会福祉事業団」を「社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団」に改める。

(青森県知的障害児施設条例の一部改正)

第三条 青森県知的障害児施設条例(昭和三十九年四月青森県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「社会福祉法人青森県社会福祉事業団」を「社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団」に改める。

(青森県知的障害者総合福祉センター条例の一部改正)

第四条 青森県知的障害者総合福祉センター条例(昭和五十二年十二月青森県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「社会福祉法人青森県社会福祉事業団」を「社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県保健婦助産婦看護婦法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第二十四号

青森県保健婦助産婦看護婦法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県保健婦助産婦看護婦法関係手数料徴収条例(平成十二年三月青森県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県保健師助産師看護師法関係手数料徴収条例

第一条中「保健婦助産婦看護婦法（一）」を「保健師助産師看護師法（一）」に、「保健婦助産婦看護婦法施行令」を「保健師助産師看護師法施行令」に改め、同条第一号中「（法第六十条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「准看護師」に改め、同条第二号中「（法第六十条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「准看護婦免許証」を「准看護師免許証」に改め、同条第三号中「（法第六十条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「准看護婦試験」を「准看護師試験」に、「保健婦助産婦看護婦法施行規則」を「保健師助産師看護師法施行規則」に改め、同条第四号中「第六十条第三項」を「第六十条」に改める。

第二条第一号中「准看護婦の免許又は准看護師」を「准看護師」に、「准看護婦（士）免許手数料」を「准看護師免許手数料」に改め、同条第二号中「准看護婦試験又は准看護師試験」を「准看護師試験」に、「准看護婦（士）試験受験手数料」を「准看護師試験受験手数料」に改め、同条第三号中「准看護婦免許証又は准看護師免許証」を「准看護師免許証」に、「准看護婦（士）免許証書換え交付手数料」を「准看護師免許証書換え交付手数料」に改め、同条第四号中「准看護婦免許証又は准看護師免許証」を「准看護師免許証」に、「准看護婦（士）免許証再交付手数料」を「准看護師免許証再交付手数料」に改め、同条第九号中「准看護婦試験又は准看護師試験」を「准看護師試験」に、「准看護婦（士）試験合格証明書交付手数料」を「准看護師試験合格証明書交付手数料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県栄養士法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第二十五号

青森県栄養士法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県栄養士法関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二条第二号中「第一条第一項」を「第五条第一項」に、「訂正交付を」を「書換え交付を」に、「栄養士免許証訂正交付手数料」を「栄養士免許証書換え交付手数料」に改め、同条第三号中「第一条第二項」を「第六条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県毒物及び劇物取締法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第二十六号

青森県毒物及び劇物取締法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県毒物及び劇物取締法関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「一万四千七百元」を「一万五千三百元」に、「二万七千二百元」を「二万八千四百元」に改め、同表第二号中「六千四百元」を「六千六百元」に、「一万二千元」を「一万六百元」に改め、同表第四号中「五千二百元」を「五千四百元」に改め、同表第五号中「二千四百元」を「二

千五百円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第二十七号

青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例の一部を改正する条例

青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例（昭和三十七年四月青森県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県保健婦・助産師・看護師修学資金貸与条例

第一条中「保健婦、助産婦、看護婦」を「保健師、助産師、看護師」に、「准看護婦」を「准看護師」に改める。

第二条第一項第四号中「老人病院」を「老人病棟で老人入院比率が百分の六十以上であるものを有する病院」に改め、同条第二項中「「保健婦」を

「「保健師」に、「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に改め、「（法第五十九条の二に規定する保健士を含む。）」を削り、同条

第三項中「助産婦」を「助産師」に改め、同条第四項中「看護婦」を「看護師」に改め、「（法第六十条第二項に規定する看護士を含む。）」を削り、

同条第五項中「准看護婦」を「准看護師」に改め、「（法第六十条第二項に規定する准看護師を含む。）」を削り、同条第六項第一号中「保健婦養成所」を「保健師養成施設」に、「保健婦養成施設」を「保健師養成施設」に改め、同項第二号中「助産婦養成所」を「助産師養成所」に、「助産婦養成施設」を「助産師養成施設」に改め、同項第三号中「看護婦養成所」を「看護師養成所」に、「看護婦養成施設」を「看護師養成施設」に改め、同項第四号中「准看護婦養成所」を「准看護師養成所」に、「准看護婦養成施設」を「准看護師養成施設」に改める。

第三条各号を次のように改める。

- 一 保健師修学資金 保健師養成施設に在学している者
- 二 助産師修学資金 助産師養成施設に在学している者
- 三 看護師修学資金 看護師養成施設に在学している者
- 四 准看護師修学資金 准看護師養成施設に在学している者

第四条第一項第一号中「保健婦修学資金」を「保健師修学資金」に、「保健婦養成施設」を「保健師養成施設」に改め、同項第二号中「助産婦修学資金」を「助産師修学資金」に、「助産婦養成施設」を「助産師養成施設」に改め、同項第三号中「看護婦修学資金」を「看護師修学資金」に、「看護婦養成施設」を「看護師養成施設」に改め、同項第四号中「准看護婦修学資金」を「准看護師修学資金」に、「准看護婦養成施設」を「准看護師養成施設」に改め、同項第五号中「看護婦養成施設」を「看護師養成施設」に改め、同項第六号中「准看護婦養成施設」を「准看護師養成施設」に改める。

第七条第一項中「保健婦、助産婦、看護婦、看護婦又は准看護婦」を「保健師、助産師、看護師、看護師又は准看護師」に、「（看護婦修学資金）を（看護師修学資金）」に、「（看護婦養成施設）を（看護師養成施設）」に、「（看護婦又は助産婦）を（看護師又は助産師）」に、「（看護婦の免許を、准看護婦修学資金）を（看護師の免許を、准看護師修学資金）」に、「（准看護婦養成施設）を（准看護師養成施設）」に、「（看護婦、保健婦又は助産婦）を（看護師、保健師又は助産師）」に、「（准看護婦の）を（准看護師の）」に、「（保健婦及び助産婦）を（保健師及び助産師）」に、「（）、准看護婦修学資金）を（）、

准看護師修学資金」に、「保健婦として」を「保健師として」に、「助産婦として」を「助産師として」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第二十八号

青森県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

青森県立精神保健福祉センター条例（平成六年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項の規定により設置する精神保健福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県立精神保健福祉センター	青森市

第二条中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 精神医療審査会の事務に関すること。

九 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十二条第三項及び第四十五条第一項の申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県漁船登録申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第二十九号

青森県漁船登録申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県漁船登録申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二号中「第十一条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同条第三号中「第十条の二」を「第十三条」に改め、同条第四号中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第五号中「第十八条」を「第二十一条」に改める。

別表第一号中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同表第二号中「第十一条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同表第三号中「第十一

条の二」を「第十三条」に改め、同表第四号中「第十四条第二項」を「第十七条第一項」に改め、同表第五号中「第十八条」を「第二十一条」に改める。

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県小型船舶船籍票交付手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木村守男

青森県条例第三十号

青森県小型船舶船籍票交付手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県小型船舶船籍票交付手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県小型漁船総トン数測度手数料等徴収条例

第一条中「条例は、」の下に「小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和二十八年政令第二百五十九号。以下「政令」という。）第一条第一項及び第三項の規定による小型漁船の総トン数の測度に関する事務並びに小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十三年政令第三百八十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の」を加え、「政令」を「旧政令」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「政令」を「旧政令」に改め、同号を同条第一号とし、同条第四号中「政令」を

「旧政令」に改め、同号を同条第二号とし、同条第五号中「政令」を「旧政令」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号中「政令」を「旧政令」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号中「政令」を「旧政令」に改め、同号を同条第五号とし、同条第八号中「政令」を「旧政令」に改め、同号を同条第六号とし、同条第九号を削る。

別表中

一 政令第一条の規定による船舶 票の交付を受けようとする者		小型船舶船籍票交付 手数料	
政令第二条第二項の規定による船舶の検査を行う場合	同項の規定による船舶の検査を行わない場合	一隻につき	四万三千円
		一隻につき	八千六百円

を

一 政令第一条第一項又は第三項 の規定による小型漁船の総トン 数の測度を受けようとする者				小型漁船総トン数 測度手数料	
総トン数三ト ン以上五ト ン未満の小型漁 船	魚船	総トン数五ト ン以上二十ト ン未満の小型 漁船	全部の容積の測度又は 上甲板下全部の容積の 測度	一隻につき	三万七千円
		全部の容積の測度及び 上甲板下全部の容積の 測度以外の測度	全部の容積の測度又は 上甲板下全部の容積の 測度	一隻につき	二万六千円
全部の容積の測度及び				一隻につき	一万九千円
				一隻につき	一万四千円

に改め、

		総トン数三トン未満の小型漁船	上甲板下全部の容積の 測度以外の測度
		一隻につき （実測を要する場合にあつては、一万四千元）	一隻につき 七百五十円

第二号を削り、同表第三号中「政令」を「旧政令」に改め、同号を同表第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 旧政令第三条第二項において 準用する旧政令第二条第三項の 規定による船舶の検査を受けよ うとする者	料	小型船舶検査手数料	
		全部の検査又は上甲板下全部の検査	一隻につき 三万七千元
		全部の検査及び上甲板下全部の検査以外の 検査	一隻につき 二万六千元

別表第四号から第七号までの規定中「政令」を「旧政令」に改め、同表第八号を削る。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男